

# 森林関連情報のオープンデータ化等の取扱いに関する ガイドライン

## 解説資料

---

- ガイドラインの概要、作成の経緯
- 森林関連情報の個人情報該当性
- 個人情報ファイル簿における利用目的の設定例
- 利用ルールの在り方（利用規約の設定例）

2025年1月  
林野庁

# 森林関連情報のオープンデータ化等の取扱いに関するガイドライン 概要

## 対象とする森林関連情報

- 森林簿・森林計画図、空中写真・衛星画像・レーザ測量等のリモートセンシングデータ及びそれらの加工情報

## 森林関連情報の個人情報該当性

- 個人情報保護法上の個人情報： 生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの
- 森林簿や森林計画図は、保有する地方公共団体において個人情報に該当すると考えられる  
(その他の森林関連情報も、森林簿・森林計画図等の他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別できる場合には、個人情報に該当すると考えられる)

## オープンデータ化等に際しての個人情報の取扱い

### 個人情報保護法における個人情報の利用目的の考え方

- 地方公共団体は・・・
  - ✓ 法令に定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる
  - ✓ 個人情報の利用目的を具体的かつ個別的に特定しなければならない
  - ✓ 法令に基づく場合を除き、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供してはならない
- このため、オープンデータ化等のためには、森林関連情報の利用目的にオープンデータ化等に関する項目が含まれる必要

### 森林関連情報における個人情報の利用目的について

- **森林関連情報の利用目的としてオープンデータ化等に関する項目を特定し得ると考えられる**
  - ✓ 森林関連情報は、森林法に基づく地域森林計画の作成の基礎であり、計画対象森林が諸規制の対象となることや、適正な手続きの担保、幅広い関係者の森林整備への理解と参加促進の観点から、広く公開・提供されて然るべき
  - ✓ 地域森林整備計画を実施するための性格を有する市町村森林整備計画では、森林所有者等による森林施業等の具体の基準を定めており、森林関連情報はなおさら広く公表・提供されて然るべき
- **各地方公共団体の森林関連情報に係る個人情報ファイル簿の利用目的に、地域森林計画の遂行等が位置づけられている場合には、オープンデータ化等に関する趣旨は既に含まれているものとして、当該趣旨が明示的に記載されていないのであれば、利用目的にオープンデータ化等が含まれていることを明示する等の対応が求められる**

## オープンデータ化等に関する個人の権利利益保護上の取扱い

- 森林関連情報について、社会公共の利益と個人等の権利利益を衡量した上で、森林所有者の氏名・住所以外はオープンデータとして公開することが妥当

## オープンデータ化を行う場合の留意事項

- オープンデータ化の範囲は地方公共団体の状況等に応じて検討すべき
- 公開データは無償・二次利用可能等のオープンデータの定義を満たす必要
- 著作権上の取扱いや森林関連情報の特徴を記載した利用ルールを「公共データ利用規約」に沿って作成

# ガイドライン作成の経緯

- 林野庁では、令和5年10月から学識経験者、地方公共団体職員等で構成する「森林関連情報のオープンデータ化等に関する検討会」を開催し、個人情報保護の観点を踏まえた森林関連情報の公開・提供の在り方について検討
- 検討会議論を踏まえ、地方公共団体が行う森林関連情報のオープンデータ化を含む第三者への公開又は提供に係る個人情報保護に関する事項について国として指針を示すことや、留意事項を示すことを目的とするガイドラインを作成

## 森林関連情報のオープンデータ化等に関する検討会 委員

分野	氏名	所属
森林計画（座長）	光田 靖	宮崎大学農学部 教授
個人情報・法律	友岡 史仁	日本大学法学部 教授
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士
オープンデータ	下山 紗代子	一般社団法人リンクデータ 代表理事
行政委員	永本 豊	富山県森林政策課 副主幹
	寺澤 暢	静岡県森林計画課 技監（～第2回）
	本間 寛康	課長代理（第3回）
	村田 典之 藤野 仁誠	愛知県林務課 課長補佐（～第2回） 課長補佐（第3回）

オブザーバー：都道府県

## 検討の経過

日程	内容
R5.10.13	第1回検討会（課題の整理）
R5.12.15	第2回検討会（第1回検討会の指摘対応、ガイドライン素案の提示）
R5.12～	ガイドライン素案に対する都道府県等からの意見聴取 等
R6.12.9	第3回検討会（ガイドラインのとりまとめ）

# 森林関連情報の個人情報該当性

---

# 個人情報、個人に関する情報とは

## ■ 個人情報

- 生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

## ■ 個人情報に該当する事例\*1

- 本人の氏名
- 生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報
- 特定の個人を識別することができるメールアドレス（kojin\_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等）
- 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。）

## ■ 個人に関する情報\*1

- 氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報

## ■ 法定用語の包含関係\*2

### 個人に関する情報

法2条1項

### 生存する個人に関する情報

法2条1項

### 個人情報

法2条1項

### 保有個人情報

法60条1項

### 個人関連情報

法2条7項

\*1 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（個人情報保護委員会事務局）

\*2 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（内閣官房）を基に作成

# 森林簿 | 森林簿を保有する都道府県の場合

- 森林所有者の氏名・住所の記載がある森林簿は、直ちに特定の個人を識別することができることから、個人情報に該当する。
- 森林所有者の氏名・住所を除いた森林簿についても、都道府県としては、小班番号や地番等により、別途保有する（元データの）氏名・住所ありの森林簿と容易に照合可能であるため、これも個人情報に該当する。

## 森 林 簿

広域流域		森林計画区		市町村		森林管理署		林 班																									
小	森林の所在	森林所有者の在村・不在村	機	森	面	林	施	層	樹	混	面	林	林	樹	平	地	地	立	傾	伐	更	公	施	搬	材	成	伐	森	經	分	保	施	備
大	地番	支	能	林	積	種	業	区	種	交	積	林	林	冠	均	位	利	地	傾	探	新	益	業	出	積	長	期	林	營	管	健	業	
字	本	支	の	の	ha	種	方	分	現	歩	歩	種	種	疎	樹	級	級	級	斜	の	の	的	機	方	ha	ha	材	管	理	機	履	考	
班	番	番	種	種	種	種	法	現	在	合	合	種	種	密	高	在	在	在	等	方	方	機	能	法	等	等	等	積	計	画	能	類	年
			類	類	類	類	法	在	在	%	%	類	類	度	在	在	在	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等

ここで、特定の個人を識別できる → 都道府県にとっては、全て個人情報

# 森林簿 | 森林簿の提供・公開を受ける**第三者**の場合

- 森林所有者の氏名・住所の記載がある森林簿は、直ちに特定の個人を識別することができることから、第三者の立場にあっても、個人情報に該当する。
- 森林所有者の氏名・住所を除いた森林簿の提供・公開を受けた者は、以下のパターンにより、個人情報に該当するものとして取り扱う場合と、個人情報に該当しないものとして取り扱う場合がある。
  - ✓ 当該森林簿に記載の情報（地番等）と別途保有する情報から、特定の個人を識別可能：**個人情報**
  - ✓ 当該森林簿に記載の情報（地番等）と別途保有する情報から、直ちに特定の個人を識別不可：個人関連情報

## 森 林 簿

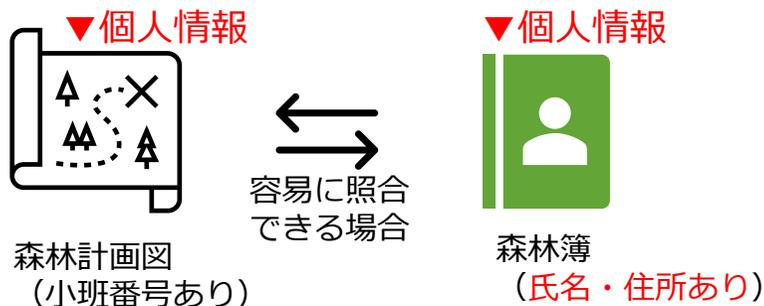
広域流域		森林計画区		市町村		森林管理署		林 班																							
小	森林の所在	森林所有者の在村・不在村	機械の種別	森林の種類	面積	林種	施業方法による区分	層	樹種	混交歩合	面積歩合	林齢	樹冠疎密度	平均樹高	地位級	地利級	立地級	傾斜	伐採の方法等	更新の方法等	公益的機能別等	施業森林等	搬出方法特定森林等	材積	成長量	伐期	森林経営計画	分取	保健機能	施業履歴	備
大	地番	森林所有者氏名			ha	種	現在	現在	現在	%	%	齢	度	高	現	得	現	得	現	得	区	分	ha	ha	材積	材積	材積	管理	取	種	考
班	字	番	番	名											在	在	在	在	斜	等	等	分	方	等	針	広	計	等	等	等	等


 ここで、特定の個人を識別できる： **個人情報**  
 特定の個人を識別できない： **個人関連情報**ではあるが、**個人情報には該当しない**

# 森林計画図

- 森林計画図は、小班番号など個人の属性等に関する情報を含み、個人に関する情報に該当する。その上で、  
ケース1 | 森林計画図と **氏名・住所を含む森林簿**とを **小班番号等により容易に照合**可能である場合（森林簿を保有する地方公共団体等）には、森林計画図は **個人情報に該当**する。  
ケース2 | 他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができない場合（森林簿を保有しない、あるいは森林簿から森林所有者に関する記載を除いたもののみ保有する事業者等）には、森林計画図に含まれる情報は個人情報に該当しない。  
ケース3 | 地番を記載した森林計画図について、当該 **地番**を基に登記事項証明書等の他の情報を取得・照合し、**特定の個人を識別**するような利用をする場合は、森林計画図も **個人情報に該当**する。

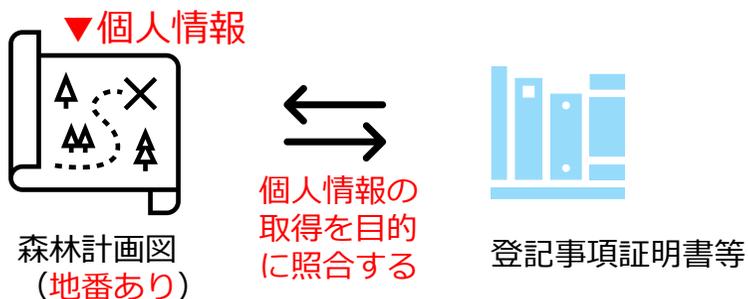
## ■ ケース1 | 氏名・住所ありの森林簿と照合



## ■ ケース2 | 氏名・住所無しの森林簿と照合



## ■ ケース3 | 他の情報と照合して利用する



# 空中写真・衛星画像

- 空中写真・衛星画像における個人情報等の取扱いについては、内閣官房「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」のほか、国土地理院「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（測量成果等編）」において整理されている。
- **上記ガイドラインを基に、森林関連情報としての空中写真・衛星画像の取扱いを検討すると次の通りになると考えられる。**

## ● 内閣官房ガイドライン

- ✓ デジタル航空カメラを用いることで地上画素寸法5cm程度の撮影が可能となったが、**人の顔の識別や自動車のナンバーを判読すること等は困難**。同様に、衛星画像についても、最も品質が高いもので30cm程度の分解能であり、**個人の識別等は困難**。したがって、空中写真及び衛星画像は、通常は**個人情報には該当しない**。
- ✓ 地物等の情報を記載するなどした写真地図において、記載する情報が個人に関する情報に該当する場合、土地の所有者等が判明する地図や図面を保有する行政機関等においては、**他の情報と容易に照合することにより個人を識別できる場合は、個人情報に該当する**。



## ● 森林関連情報としての空中写真等

- ✓ 単なる空中写真・衛星画像として利用する上では、個人情報に該当しない。
- ✓ ただし、**森林計画図等を重ね、小班番号や地番等を記載するなどとした写真地図として利用する場合は、以下のように取り扱う必要がある**。
  - 氏名・住所を含む森林簿等と容易に照合することで、特定の個人を識別できる場合： 個人情報に該当
  - 上記以外の場合： 個人情報に該当しない

## ● 国土地理院ガイドライン\*

- ✓ 解像度別視認性による技術的観点として、地上解像度 40 cm 程度の空中写真等では、一般に利用ニーズが高いとされる建物外形、道路形状は判読が可能である。その一方、みだりに他人に知られたくない情報として代表的な洗濯物は判読が不可能である。
- ✓ 空中写真等をウェブ公開し、閲覧に供する際、**地上解像度の向上に対する利用者ニーズとプライバシー保護とをおおむね両立できる地上解像度の現時点の水準を40 cm 程度**とし、今後、利用者ニーズを始めとする技術進捗など、社会環境の変化に応じて、適宜見直しすることが必要である。

【参考】空中写真の解像度（地上画素寸法）別による視認性

地上画素寸法	人の顔	車のナンバー	洗濯物	塀・垣根・庭木	消火栓	道路白線	車種	家屋
	面 20 cm× 30 cm	面 30 cm× 15 cm	線 40 cm× 5 cm	線 数 cm× 数 m	面 40 cm× 60 cm	線 数 m× 20 cm	面 2.5 m× 4 m	面 4 m× 8 m
5 cm	×	×	△	○	○	○	○	○
10 cm	×	×	×	△	○	○	○	○
20 cm	×	×	×	×	△	△	○	○
40 cm	×	×	×	×	×	×	△	○
1 m	×	×	×	×	×	×	×	△
2.5 m	×	×	×	×	×	×	×	×
5 m	×	×	×	×	×	×	×	×

×：判読不可能 △：周辺状況により判読可能 ○：十分判読可能

\* 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（測量成果等編）（国土地理院）

# レーザ解析データ

- リモートセンシングデータとしては、空中写真・衛星画像のほか、点群データの取扱いについても、内閣官房ガイドライン、国土地理院ガイドラインにおいて整理されている。
- これらのガイドラインで考え方が整理されているリモートセンシングデータの取扱いを参考に、**航空レーザ測量成果に基づくレーザ解析データの取扱いを検討すると次の通りになると考えられる。**

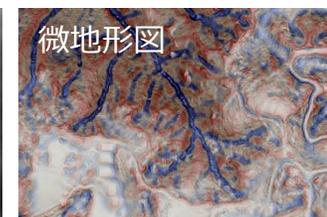
## ● 点群データ（内閣官房ガイドライン等）

- ✓ 航空レーザ測量（点密度：4～16点/m<sup>2</sup>（地上解像度50～25cm）程度）の場合も、より高密度で点群データが取得されるUAV・地上レーザ測量の場合も、**点群データ単体では個人を識別できる可能性は低く、個人情報に該当する可能性は低い。**
- ✓ ただし、地上レーザ測量と同時に取得するカメラ画像において、歩行者等が写り込んでいる場合には、カメラ画像が個人情報に該当するとともに、それと容易に照合できる状態で点群データを保有する場合には、それも個人情報に該当する。（なお、**航空レーザ測量**や極端な近接撮影をしないUAVレーザ測量については、**カメラ写真は個人情報に該当しない。**）

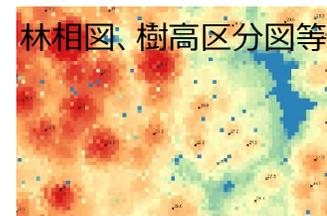
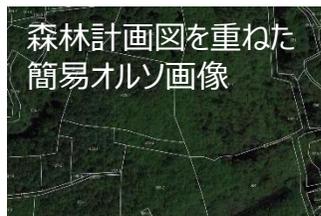
## ● レーザ解析データ

- ✓ 点群データや同時撮影したカメラ画像を用いて加工される**林相図、樹高区分図、単木ポイント等**には、**個人を識別できる情報は含まれず個人情報に該当しない。**
- ✓ 森林計画図等を経由して、森林簿等と照合し、個人を識別できる場合は、森林解析データも個人情報に該当する。（イメージは右図の通り）

## ● 個人情報に該当しない（特定の個人を識別できないため）



## ● 個人情報に該当しない（照合しても特定の個人を識別不可）



## ● 個人情報に該当する（照合することで特定の個人を識別可）



# 個人情報ファイル簿における利用目的の設定例

---

# 森林関連情報の個人情報ファイル簿における利用目的の設定例

記載項目	補足説明/記載例など
個人情報ファイルの名称	●●県森林簿、●●県森林計画図
行政機関等の名称	●●県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	●●部●●課
個人情報ファイルの利用目的	① 森林法第5条に基づく、地域森林計画の策定等のため、●●県●●部局で利用する。 ② 森林法に基づく、全国森林計画や市町村森林整備計画、森林経営計画等の森林計画制度の適切な運用に向け、林野庁や市町村、林業事業者等に提供・公開する。
記録項目	森林計画区、森林の所在、林班、小班、森林所有者の氏名、住所・・・
記録範囲	地域森林計画の対象となる森林の所有者
記録情報の収集方法	市町村に届出される伐採及び造林の届出及び市町村が整備する林地台帳、其他都道府県による調査等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	●●県内の市町村、林業事業者、●●県ホームページ及び●●データサイトの閲覧者等（ただし、森林所有者の氏名・住所等のそれだけで特定の個人を識別できる情報については、申請に基づく提供に限る。）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地（以下、省略）	

オープンデータ化等の趣旨を明示的に記載

オープンデータ化等を行う上で想定される提供先を記載

森林関連情報のうち、森林所有者の氏名・住所は、個人等の権利利益保護の観点から、公開を行うことにはなじまないため、当該情報を削除した形のオープンデータ化等を行うことが妥当として記載したもの

## 利用ルールの在り方（利用規約の作成例）

---

# 利用規約の作成例

## ■ コンテンツ提供ウェブサイト等での記載方法の例（●●県ウェブサイト利用規約の例）

### コンテンツの利用

本サイトのコンテンツには特段の記載が無い限り公共データ利用規約（第1.0版）（PDL1.0）が適用されています。PDL1.0のうち、本サイト独自の出典記載例や本規則の適用を受けないコンテンツ等サイトによって内容が異なる部分の情報については「[公共データ利用規約（第1.0版）に関する重要情報](#)」を参照してください。

### ●●県ウェブサイトのコンテンツの利用に係る「公共データ利用規約（第1.0版）に関する重要情報」

PDL1.0における記載例部分について、個別の規定は以下のとおりです。

#### 1) 出典の記載について

ア 本コンテンツを利用する際は、出典を記載してください。出典の記載方法は以下の例を参考にしてください。

（出典記載例）

出典：[●●県ウェブサイト（当該ページのURL）](#)、[PDL1.0（規約原文ページのURL）](#)

出典：[「●●県森林簿」（当該ページのURL）](#)、[PDL1.0（規約原文ページのURL）](#)（○年○月○日に利用） など

イ 本コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。記載方法は以下の例を参考にしてください。  
なお、編集・加工した情報を、あたかもB省が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（本コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

[「●●県森林簿（yyyy年mm月dd日）」](#)（当該ページのURL）を加工して作成

[「●●県林相区分図（yyyy年計測）」](#)（当該ページのURL）をもとに○○株式会社作成 など

#### 3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

本コンテンツの一部には、以下の法令による制約があります。詳細は各法令を確認してください。

例：

- ・ 本コンテンツと他の情報（氏名・住所を含む個人情報データベース等）を照合することによって、特定の個人を識別したコンテンツ利用を行う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた個人情報の適正な取扱いが必要となることに留意してください。
- ・ 測量法（昭和24年法律第188号）に基づく公共測量成果であるもの（空中写真、数値標高モデル、○○○○）を測量の用（土地の測量や地図の調製等）に供するときは、測量計画機関である●●県に対し、同法第43条又は第44条に基づく承認申請を行ってください。
- ・ 本コンテンツは、●●県が森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づき地域森林計画をたてる際の基礎資料として森林資源の現況を把握することを目的として作成したものであり、以下の点に留意してください。
  - 本コンテンツのうち、森林簿・森林計画図については、空中写真の判読等による間接調査により作成している場合があり、地番、面積、林種、樹種等の情報は、必ずしも現地や登記簿と一致しているとは言えません。したがって、所有権、所有界、面積等土地に係る諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。また、作成時点における森林資源の現況を示したものであり、本コンテンツを利用される現在における森林資源の現況を示すものではありません。
  - 本コンテンツのうち、航空レーザ解析データ（樹種ポリゴン等）は、yyyy年以降に順次実施された航空レーザ計測の成果を基にしたものであり、計測の実施時期等によってその精度が異なる場合があります。また、作成時点における森林資源の現況を示したものであり、本コンテンツを利用される現在における森林資源の現況を示すものではありません。

# 参考 | 公共データ利用規約（第1.0版）について

## 「公共データ利用規約(第1.0版)」

注: 下線部分は記載例であり、本規約の採用者(国、地方公共団体など)が別に「公共データ利用規約(第1.0版)に関する重要情報」を提示することで変更可能な箇所

国又は地方公共団体等の公的機関が著作権者である著作物について、広く二次利用を認める形で著作物の利用に対する考えを示すに当たり、できるだけ分かりやすく統一的なものとするため、各府省又は地方公共団体等の公的機関のウェブサイトの利用規約の本文として定めます。

### 1. 当ウェブサイトのコンテンツの利用について

当ウェブサイトで公開している情報(以下「コンテンツ」といいます。)は、別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも以下の1)～7)に定める利用ルール(以下「本利用ルール」といいます。)に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます(本利用ルールに従って利用できるコンテンツを、以下「本コンテンツ」といいます。)。商用利用も可能です。本コンテンツの利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

なお、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権による保護の対象ではありませんので、これらについては本利用ルールの適用はなく、自由に利用できます。

#### 1) 出典の記載について

ア 本コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下の例を参考に、実際の提供元やURL等に置き換えて記載してください。URLリンクが使える場合は()内のURLは該当する文言からリンクを張る形にすることもできます。また、本コンテンツに係る「公共データ利用規約(第1.0版)に関する重要情報」に出典記載例が示されている場合には、以下の出典記載例の代わりにそちらの記載例を参考にしてください。

(出典記載例)

出典: D庁ウェブサイト(当該ページのURL)、PDL1.0(規約原文ページのURL)

出典: 「〇〇動向調査」(D庁)(当該ページのURL)、PDL1.0(規約原文ページのURL)(〇年〇月〇日に利用) など

イ 本コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったこと及びその主体を記載してください。また、本コンテンツに係る「公共データ利用規約(第1.0版)に関する重要情報」に該当する記載例が示されている場合には、以下の記載例の代わりにそちらの記載例を参考にしてください。なお、編集・加工した情報を、あたかも国又は府省等(本コンテンツの提供者が地方公共団体等の公的機関の場合はその地方公共団体等の公的機関)が作成した未加工のままであるかのような態様で公表・利用してはいけません。

(本コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)

「〇〇動向調査」(D庁)(当該ページのURL)を加工して作成

「〇〇動向調査」(D庁)(当該ページのURL)をもとに〇〇株式会社作成 など

#### 2) 第三者の権利を侵害しないようにしてください

ア 本コンテンツの中には、第三者(国以外の者をいいます。本コンテンツの提供者が地方公共団体等の公的機関である場合はその地方公共団体等の公的機関以外の者をいいます。以下同じ。)が著作権その他の権利を有しているものがあります。本コンテンツの内、第三者が著作権を有しているものや、第三者が著作権以外の権利(例: 写真における肖像権、パブリシティ権等)を有しているものについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

イ 本コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

(第三者に権利があるコンテンツについて特に注意を喚起したいものがある場合は「公共データ利用規約(第1.0版)に関する重要情報」に記載しています。)

ウ 外部データベース等とのAPI(Application Programming Interface)連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。

(外部データベース等とのAPI連携等により取得しているコンテンツについて特に注意を喚起したいものがある場合は「公共データ利用規約(第1.0版)に関する重要情報」に記載しています。)

エ 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

# 参考 | 公共データ利用規約（第1.0版）について

## 3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

本コンテンツの一部には、個別法令により利用に制約がある場合があります。(個別法令による制約について特に注意を喚起したいものがある場合は「[公共データ利用規約\(第1.0版\)](#)」に関する重要情報」に記載しています。)

## 4) 本利用ルールが適用されないコンテンツについて

以下のコンテンツについては、本利用ルールの適用外です。(別の利用ルールが適用されることが明示されているコンテンツがある場合は「[公共データ利用規約\(第1.0版\)](#)」に関する重要情報」に記載しています。)

ア 組織や特定の事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザイン

イ 具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールが適用されることが明示されているコンテンツ

## 5) 準拠法と合意管轄について

ア 本利用ルールは、日本法に基づいて解釈されます。

イ 本利用ルールによる本コンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、当該紛争に係る本コンテンツを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 6) 免責について

ア 国(本コンテンツが国ではなく地方公共団体等の公的機関によって提供されている場合はその地方公共団体等の公的機関)は、利用者が本コンテンツを用いて行う一切の行為(本コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含みます。)について何ら責任を負うものではありません。

イ 本コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

## 7) その他

ア 本利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。

イ 本利用ルールは、令和6年7月5日に定めたものです。本利用ルールは、今後変更される可能性があります。なお、既に以前の政府標準利用規約にしたがってコンテンツを利用している場合は、引き続きその条件が適用されます。

ウ 本利用ルールは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0 国際ライセンス(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>)に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY」といいます。)と互換性があります。国(本コンテンツが国ではなく地方公共団体によって提供されている場合はその地方公共団体)は、本利用ルールが適用される本コンテンツについて、利用者がCC BYに従って利用することを許諾します。

エ ウェブサイト全体についてのリンクポリシー、プライバシーポリシー、アクセシビリティや免責事項については、本利用ルールに基づく本コンテンツ利用に係る内容と矛盾しない限り、本利用ルールを採用する国又は地方公共団体等の側で自由に定められます。

オ 本利用ルールは地方公共団体によって提供されるコンテンツの利用ルールとして適用されることもあります。

カ 本利用ルールは、ウェブサイト全体だけでなく、個別のコンテンツに適用されることもあります。

キ 利用規約名の表記において簡略化を図るため「公共データ利用規約(第1.0版)」は「PDL1.0」と表記することがあります(利用者もそのように表記することも可能です。)。なお、PDLは「Public Data License」の頭文字から取ったものです。